

主催・共催・主管・後援許可基準

【1】主催・共催・主管許可基準

1. 地方公共団体又は公共的団体が主催し、広く陸上競技愛好者を対象として行われる公益的事業であること。
2. 広く陸上競技愛好者を対象として、公的団体若しくは、公共的団体が実施又は後援している場合で、公益性が高く金銭的に参加者に負担を掛けさせない事業であること。
3. 主催者賠償保険、参加者賠償障害保険に加入したものであること。
4. 事業実施に伴う本協会の賠償責任を問わないものである。

【2】後援許可基準

1. 申請団体の実施しようとする事業等に係る取り決め(実施要項)を有し、かつ代表者(責任者)が明らかにされていること。
2. 主催・共催・主管の要件1及び本協会地区陸上競技協会、加入支部、登録団体又は協力団体に該当する事業であること。
3. 主催者賠償保険、参加者賠償障害保険に加入したものであること。
4. 原則として「名義貸し」とし、事業実施に伴う本協会の賠償責任を問わないものである。

【3】前各号の規定にかかわらず、次に掲げるものは許可しないものとする。

1. 営利を目的としているもの。
2. 宗教的であるもの。
3. 政治活動につながるもの。
4. 参加されるものが不当に差別されるもの。
5. 特定の商品、商社、人等の普及、宣伝、売名等のためのもの。
6. 事業終了後も引き続き、長野陸上競技協会、本協会の加盟支部・加盟団体及び代表理事の責任が問われると認められるもの。

【4】主催・共催・主管料について(申し合わせ事項)

1. 本協会が主催・共催を依頼された事業に関する主催・共催料は、原則として1事業につき50万円以上とする。道路競技については、原則として参加者一人につき100円程度の主催・共催料とする。但し、中体連・高体連等の主催事業は除く。
2. 本協会が主管を依頼された事業に関する主管料は、原則として1事業につき40万円以上とする。道路競技については上記1.と同様とする。

附則

この許可基準は平成24年12月1日から施行する。

この許可基準は平成30年 3月4日から施行する。